

閱覽用

令和2年10月20日

第10回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第10回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年10月20日(火) 午後2時00分から午後3時02分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員(18名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 太	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員(15名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英二	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員(1名)

7番 根本 信康 委員

農地利用最適化推進委員(4名)

21番 佐久間 敏 委員、22番 武藤 健之 委員、32番 佐藤美由紀 委員、

34番 松本 正典 委員

5 遅参委員

農業委員(1名)

10番 馬場 利正 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第72号 現況確認証明申請について

第4 議案第73号 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第74号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第75号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第77号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第78号 二本松農業振興地域整備計画の変更について

第10 議案第79号 令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 三浦一弘 農地係長 野地 通 農地係 遊佐真理

農地係 長谷川拓也

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和2年第10回二本松市農業委員会を開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、17名、推進委員19名中、15名で定足数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、7番根本信康委員、21番佐久間敏委員、22番武藤健之委員、32番佐藤美由紀委員、34番松本正典委員から欠席の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

なお、10番馬場利正委員から遅参の旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ

くことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長　それでは、1番野地太郎委員、2番野地さよ子委員の両名を指名いたします。

議長(奥平貢市)会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際、お願い申し上げます。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長　それでは、日程第3、議案第72号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

(午後2時02分　10番馬場利正委員　入室)

事務局　議案書3ページをご覧ください。

議案第72号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積・1,366㎡、非農地の事由・昭和57年より耕作していない状態が続き、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒廃化しており、やむを得ず非農地と判断されるものであります。

議案書3ページから4ページにかけてご覧願います。

番号2、農地の所在・XXXXXXXXXXほか12筆、登記地目・田及び畑、現況地目・山林及び原野、面積・6,729㎡、非農地の事由・平成13年11月に相続により取得しましたが、そこから手つかずの状態が続いたため荒廃化しており、やむを得ず非農地と判断されるものであります。

番号3、農地の所在・XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・畑、面積・1,289㎡、非農地の事由・今後、耕作をする予定がないことから、地目変更登記のための現況確認証明申請があったものであります。なお、当該地は、草木等があるものの耕作が著しく困難とは考えられず、再生不可能ではないと判断されるため、二本松市農業委員会非農地判断基準を満たしていないと判断されるものであります。

なお、所有者氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

25番(菅野正寿)委員 議案第72号番号1、2、3について調査内容を報告いたします。

番号1について、去る10月5日、9時半から武藤一夫農業委員、石川重彦推進委員、事務局の野地さん、遊佐さんと現地にて調査をいたしました。事務局説明のとおり長年に渡って放置していたため荒廃し、特に急傾斜であることから非農地判定はやむを得ないと判断いたしました。

続いて、番号2番については、同じく10月5日の午前10時から現地にて同じ調査内容で確認いたしました。既に所有者は■■■■に長年在住しております、調査に行けないほど山林原野化しておりましたので、非農地判定やむなしということに判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

番号3については、同じ所有者ではありましたが、宅地脇で、若干、竹はありますが、刈り払いすれば再生可能と判断いたしましたので、畑のまま非農地とは判断出来ないということで調査をいたしましたので、皆様の判断をよろしくお願いいたします。で、ここに所有者の方の空き家、蔵がありまして、きれいに手入れされておりまして、ここに移住したいという希望がきていると聞いていますので、この畑を有効に活用していただければと考えております。以上です。よろしくお願いいたします。

議長(奥平貢市)会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは議案第72号については、1及び2と3に分けて採決いたします。

議案第72号1及び2について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第72号1及び2については、原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、議案第72号3について、農地と判定し非農地証明をしないことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第72号3については農地と判定し、非農地証明をしないことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第73号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書5ページをご覧ください。

議案第73号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1から番号3につきましては、いずれも譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書6ページをご覧ください。

番号4につきましては、貸付人が引き続き経営移譲年金を受給するため、借受人が農業経営を継承し、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

次に、番号5と番号6につきましては、自作地をそれぞれ交換により所有権移転するものであります。

次に、番号7につきましては、譲受人は農業経営を継承するため、譲渡人より農業経営の移譲を受け、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

議案書8ページをご覧ください。

番号8につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

次に、番号9から番号10につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

次に、番号11につきましては、譲受人の経営規模拡大のため、譲渡人は相手方の要望を受けて、申請地を売買により所有権移転するものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本 太）委員 5番、松本です。議案73号、番号1から3についてまとめて調査内容の報告をいたします。

10月17日、午前10時半より現地にて譲受人の■■■■さんから遊佐幸吉推進委員と私で聞き取り調査を行いました。また、譲渡人の番号1・■■■■さん、番号2・■■■■さん、番号3・■■■■さんからは電話にて譲渡すること間違いのないということで伺いました。内容は事務局説明のとおりです。調査結果、特に問題がないため許可相当と考えますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

26番（安齋浩一）委員 議案第73号番号4について調査内容をご報告いたします。

10月15日、■■■■さん、■■■■さん親子に対しまして、電話にて申請内容に間違いのないかの確認をいたしまして、9月18日午前、齋藤弘美委員とともに現地調査を行いました。調査の結果、特に問題ないため許可相当と考えますので、ご審議の程よろしくお願いたします。以上です。

4番（佐藤勝則）委員 議案第73号の5番、6番について調査内容をご報告いたします。

17日の午後4時から譲渡人・譲受人の■■■■さんと■■■■さんに電話連絡し

て、現地で調査をするわけだったんですが、 さんが忘れてしまって現地に来なかったんですけれども、 さんとは調査内容を大平の松本推進委員とともに聞きまして、お互い3条の交換農地ということで何ら問題ない。また、 さんは後日電話にて、「悪かった。すっかり、忘れてしまって申し訳なかった」ということで、申請内容に間違いはないということをおっしゃったので、何ら問題なく許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

24番（堀川英二）委員 24番、堀川です。議案第73号番号7について調査内容を報告いたします。

10月17日、土曜日の8時に譲渡人の さん、農業委員の野地太郎さんと私、3人であいにくの雨でしたが現地を確認いたしまして、 さんは親子でありまして、先ほど事務局説明どおり、農業経営の移譲等ということで何ら問題ないと判断いたしましたので、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

17番（佐藤信喜智）委員 17番、佐藤です。議案第73号8番について調査内容を説明いたします。

17日の午後、譲渡人の さんと譲受人の さんと遠藤伝栄推進委員と私の4人で現地にて説明を受けて確認してまいりました。何ら問題ないと思ひます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

8番（安齋喜八）委員 8番、安齋です。議案73号9番について調査内容

をご報告いたします。

去る10月14日に現地において、行政書士の■■■さん、それから譲受人の■■■さんはちょっと都合が悪くて電話で確認いたしました。■■■さんは現地で立ち会いまして、現在は未耕作地になっておりますが、無償移転になっていまして別の場所も■■■さんに管理してもらったりしているということで無償移転にしたいんだということで、将来、農地に復元をして耕作したいということでございますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

20番（佐藤一男）委員 議案73号の10番について調査報告をいたします。

10月17日、午後3時より菅野委員と私と譲渡人の■■■さん、譲受人の■■■さんを現地で待っておりました。何ら問題ないと思っておりますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

25番（菅野正寿）委員 議案第73号11番について調査結果報告いたします。

去る10月18日、午前11時30分より武藤一夫推進委員とともに現地にて、譲渡人・■■■さん、譲受人・■■■さん立ち合いのもと、確認いたしました。問題なく適当であるというふうに判断いたします。よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し

ます。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長(奥平貢市)会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第73号1から11について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市)会長 全員賛成ですので、議案第73号1から11については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長(奥平貢市)会長 次に、日程第5、議案第74号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第74号農地法第4条第1項の規定による許可申請について。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和2年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、事後申請となります。平成2年より使用してきた貸駐車場が違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、

第3種農地と判断されるものであります。

番号2、今まで借用していた農業用資材置場を返還したことにより、新たな資材置場の確保が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号3、既存住宅への行き来のために進入路が必要となるため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号4、事後申請となります。約20年前から使用していた進入路が違反転用状態であったことが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

5番（松本　太）委員　議案74号番号1について調査内容の報告をいたし

ます。

10月17日、午前10時より現地にて申請人の■■■■さんから遊佐幸吉推進委員と私で現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりになります。今の時点では顛末書が出ており、許可やむなしと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第74号番号2について調査内容をご報告いたします。

10月14日に、申請人・■■■■さんから内容を聞き取り、10月17日に推進委員の安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周りの農地への影響がないため許可は適当と考えましたので、ご審議よろしくお願いたします。以上です。

23番（平 義一）委員 23番、平です。議案74号3について調査結果を報告します。

10月17日、朝9時より申請人の■■■■さん同席のもと農業委員・佐藤さん、そして私の3名で現地調査をいたしました。先ほどの事務局説明のとおり問題ないことが確認とれましたので、皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

11番（武藤栄利）委員 11番、武藤です。議案第74号番号4について調査内容をご報告いたします。

この議案は8月20日の委員会において、農業振興地域整理計画の変更除外

ということで協議をいただいた案件であります。前回、現地を確認しておりましたので、電話にて■■■さんに再度お話を伺いました。本人より顛末書も出ております。只今、事務局より説明があったとおりであります。許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第74号1から4について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第74号1から4については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第75号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第75号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に

ついて。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和2年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、議案第76号2と同一事業となります。当初許可年月日・昭和47年7月14日付け福島県指令福農政第156号、変更理由・譲渡人は当初、店舗・事務所の建築を計画しましたが、社会情勢の変化により事業を断念し、譲受人が買受け事務所用地として利用します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 14番、菅野です。議案第75号1番について調査内容を報告します。

10月19日、午前8時より推進委員の大石忠雄さんとともに、譲渡人・
の代理人として の さんと聞き取り及び調査を行い、また、譲受人・
さんと は、17日午前10時に聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりであります。特に問題なく許可適当と考えています。
皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第75号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第75号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第7、議案第76号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書13ページをご覧ください。

議案第76号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和2年10月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平貢市。

番号1、譲受人は現在集合住宅に住んでいますが、今後の生活設計を考え申

請地に住宅建築を計画します。汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は水道、下水道が埋設されている道路の沿道の区域であり、また、概ね500メートル以内に2つ以上の公共施設があるため、第3種農地と判断されるものであります。

番号2、議案第75号1と同一事業となります。二本松市への事業拡大に伴い、事業所が必要となったため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号3、借受人は現在実家に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

議案書14ページをご覧ください。

番号4、業務量の増加に伴い資材置場や駐車場が手狭になっていたところ、市道改良工事に伴い倉庫の立退きを求められたため、申請地に倉庫及び駐車場を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は特定土地改良事業等を施行した農地であり、第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可することができると判断さ

れるものであります。

番号5、一時転用となります。国交省発注の堤防整備工事受注に伴い、仮設事務所及び資材置場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号6、原発事故による避難後、二本松市内に事務所を借り営業を行っていましたが、事務所が狭く業務に支障をきたしているため、申請地に事務所の新築を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号7、借受人は現在集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号8、譲受人は現在集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地はおお概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可することができると判断されるものであります。

す。

番号9、借受人は現在集合住宅に住んでいますが、子の成長に伴い手狭になったため、申請地に住宅建築を計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書16ページをご覧ください。

番号10、一時転用となります。県発注の河川災害復旧工事受注に伴い、仮設事務所及び資材置場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号11、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込まれることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号12、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込まれることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号13、一時転用となります。県発注の道路整備工事受注に伴い、資材置場等が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分につ

いて、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号14、安定した収入が得られ、耕作放棄地の有効活用が見込まれることから申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

議案書18ページをご覧ください。

番号15、一時転用となります。市発注の道路災害復旧工事受注に伴い、仮設事務所及び残土敷地が必要となったため計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可できると判断されるものであります。

番号16、去年の台風による水害で住宅が全壊し、建替えが必要となったため、申請地に計画します。汚水は浄化槽を設置し道路側溝へ排水します。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番(菅野一紀)委員 14番、菅野です。議案76号番号1から番号2、番号3について調査内容を報告します。

番号1について、10月18日、午前9時30分より推進委員の大石忠雄さんとともに譲渡人・[]さんと聞き取り及び現地調査を行いました。また、[]さんは親子関係ではありますが、なかなか連絡が取れず、やむを得ず、行政書士の[]さんに現地に出向いた際、電話にて確認を取りました。内容は事務局の説明のとおりです。周辺は宅地化が進んでおり周辺農地の影響もなく、排水については既存の設備に流し、特に問題なく許可相当と考えています。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続いて、番号2について調査内容を報告します。10月19日、午前8時より推進委員の大石忠雄さんとともに譲渡人・[]さん、代理人として[]の[]さんに聞き取り調査を行いました。また、譲受人の[]の[]さんと[]さんとは、17日午前10時、聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりであります。周辺農地の影響もなく、特に問題もなく許可相当と考えています。この案件は、議案第75号番号1と同一事業であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続いて、番号3について調査内容を報告します。10月18日、午前10時より推進委員の大石忠雄さんとともに貸付人・[]さん、借受人・[]

■さんから聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局の説明のとおりであります。母屋のすぐ隣りということもあり、周辺農地への影響もなく、排水も自分の敷地に流すということで特に問題もなく許可相当と考えております。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

10番（馬場利正）委員 10番、馬場です。議案76号の4について調査内容を報告いたします。

18日7時から譲渡人の■さん、譲受人の■さん、推進委員の伊藤金志委員と私、4人で現地確認をいたしました。内容については事務局説明のとおりであります。この案件は2月に農振除外がされており、契約書もしっかりできておりますので、何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いたします。

6番（齋藤弘美）委員 議案第76号番号5について調査内容をご報告いたします。

10月14日、貸付人・■さん、借受人・■の担当者から内容を聞き取り、10月17日に推進委員の安齋浩一さんとともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。調査の結果、周辺農地への影響も特に問題がないため許可相当と考えますので、ご審議よろしくお願いたします。

4番（佐藤勝則）委員 議案第76号6、7、8番につきまして調査内容を報告いたします。

17日の午前8時半より、松本推進委員と譲受人の■さんの3人で、現地

にて調査をいたしました。譲渡人の■■■■さんに関しては、電話にて調査内容を聞き間違いがないということで確認を取りました。現地にて確認しまして、何ら問題なく許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

続きまして、7番、17日の午後4時半から、貸付人の■■■■さんと借受人の■■■■さんは、じいちゃんの土地にお孫さんが住宅を造るということで、そのお父さんが立ち会って、松本委員とともに4人で話し内容を聞きました。転用につきましては、事務局説明のとおりでありまして、何ら問題なく許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

8番につきましては、譲渡人の■■■■さんと譲受人が親子関係でありまして、お父さんの■■■■さんの立会いのもと、17日午後4時半から松本委員とともに現地にて内容等確認いたしまして、現況確認いたしました。その結果、何ら問題なく許可相当と思われるので、皆様のご審議よろしく願います。以上です。

13番（安齋 栄）委員 13番、安齋です。議案第76号番号9と10について調査内容を報告いたします。

まず、番号9について、去る17日午後1時30分より、遊佐一夫推進委員とともに貸付人の■■■■さんから現地にて聞き取り説明を受けました。内容は事務局説明のとおりです。なお、借受人の■■■■さんは当日都合が悪く、電話での確認になり申請に間違いのないことでした。なお、両人は親子関係です。特に問題なく許可相当と考えてきました。皆様方のご審議よろしく願

いします。

続いて、番号10について、同じく17日午後2時より、遊佐一夫推進委員とともに貸付人の■■■■さん、同じく■■■■さんの夫であります■■■■さんと借受人の■■■■の担当者、電話で社長から聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明のとおり、特に問題なく許可適当と判断いたしました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

29番（遠藤伝栄）委員 29番、遠藤です。議案76号番号11と12について調査内容をご報告いたします。

17日土曜日、午後1時半から農業委員の佐藤信喜智さんとともに、■■■■の母親の■■■■さんが立ち会っていただきましたが、現地を確認いたしました。■■■■につきましては14日の夜、電話をしたんですが、当日は来れないということで電話で確認をとりました。その後、番号12の■■■■さんのところにも現地確認に行きました。内容については事務局説明のとおりです。許可適当と考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

8番（安齋喜八）委員 議案第76号13番について現地調査内容を報告いたします。

去る10月14日現地にて、■■■■さんは仕事の都合で立ち会えないということで電話で確認いたしました。それから現地で14日、佐久間敏委員とともに、■■■■の担当者の■■■■さんから現地で説明していただきまして、一時転用で間違いはないということで、現地は現在、不耕作地になっております

が、2, 800㎡のうち625㎡資材置き場に使用したいということで何ら問題ございませんので、あと、終わったら元に戻すということで問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

12番（中山博之）委員 議案第76号の14と15について調査の内容について説明をしたいと思います。

まず、14のほうですけれども、17日、■■■■さんは日曜日は都合が悪いということで、その日、場所等などを教えていただきまして、渡邊委員と18日、現地を確認してまいりました。また、■■■■の担当者の■■■■さんという人なんですけど、携帯電話で連絡が付きまして、間違いないということで進めたいということでありましたので、何ら事務局説明どおり問題ないと思います。許可適当だと思います。

15につきましては、■■■■さん、あと■■■■さんとは、両方とも電話で確認いたしました。また、現地につきましては渡邊委員と18日に確認してまいりまして、内容については何ら問題ないと思いますので、許可適当だと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。

9番（武藤一夫）委員 それでは議案第76号16番について調査結果を報告いたします。

10月18日正午、農地利用最適化推進委員の菅野正寿さんと私とで農地を調査してまいりました。譲渡人・■■■■さん、譲受人・■■■■さん、それぞれ立ち合いのもと説明を聞き、内容については事務局説明のとおりでございました。

何ら問題なく許可相当と考えるので、皆様のご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第76号1から16について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第76号1から16については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第8、議案第77号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書19ページをご覧ください。

議案第77号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和2年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、10月30日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書23ページをご覧ください。今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区2筆3,926㎡、安達地区11筆11,117㎡、合計13筆15,043㎡の計画内容でございます。なお、新規設定は、議案書19ページの番号1番の1件となります。その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から7の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第77号1から7について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第77号1から7については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第9、議案第78号「二本松農業振興地域整備計画の変更（編入）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

議案第78号二本松農業振興地域整備計画の変更について。

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号）第13条の規定により策定した、二本松農業振興地域整備計画（昭和45年12月2日福島県指令農政第458号）の変更について、二本松市長から意見を求められたので同意するものとする。

令和2年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の見直しは、中山間地域等直接支払い事業の協定農用地として編入するために臨時的に実施するものであります。編入について10,836㎡となります。今回の編入については、5件とも中山間地域等直接支払い事業に加入するための変更となります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第78号1から5について、原案のとおり承認することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第78号1から5について
は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第10、議案第79号「令和2年度農地
等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書29ページをご覧ください。

議案第79号令和2年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出
について。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、別紙のとおり意見書を
提出する。

令和2年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書30ページから33ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、農地等の利用の最適化
の推進に関し、その具体的内容を、担い手への農地集積について3項目、担
い手農家支援について3項目、遊休農地対策及び農業施設整備等補助について

4項目、農業後継者・新規就農者・定年帰農者支援について2項目、農業振興全般・その他事項について5項目にまとめ、意見書を提供するものです。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第79号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和2年第10回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時02分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和2年10月20日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署名委員 野地 太郎

署名委員 野地 さよ子